

業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、一般社団法人日本サイバープロジェクト協会（以下「協会」という。）の業務の方法を定めることを目的とする。

第2章 協会の業務

(会員の法令等の遵守に係る協会の業務)

第2条 協会は、会員に対し、法及びその他の法令並びに協会の定款及びその他の規則（総会及び理事決議を含む。以下「法令等」という。）の規定を遵守させるため、指導、勧告その他の業務を行う。

2. 協会は、会員に対する各種調査、ヒヤリング等（以下「調査等」という。）を実施することにより、会員の法令等の遵守状況の把握に努める。
3. 協会は、前項に基づき実施した調査等の結果、会員の法令等の遵守状況が不適切であると認められる場合には、当該会員に対して必要な指導、勧告を行う。

(会員の業務の適正性確保に係る協会の業務)

第3条 協会は、会員の行う業務に関し、契約の内容の適正化、業務の適正化、その他消費者の保護を図るため、必要な調査、指導、勧告その他の業務を行う。

2. 協会は、会員に対する各種調査等を実施することにより、会員の業務運営状況の把握に努める。
3. 協会は、前項に基づき実施した調査等の結果、会員の業務運営状況が不適切であると認められる場合には、当該会員に対して必要な指導、勧告を行う。
4. 前項に基づき勧告を行う場合は、処分等規則に基づき行う。

(会員に対する調査、処分等)

第4条 協会は、会員の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行う。

2. 前項に定める会員調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。
 - (1) 立入りによる調査
 - (2) 書面による調査
 - (3) ヒヤリングによる調査
 - (4) 上記に掲げるもののほか、協会が適当と認める方法による調査
3. 協会は、前項に定める会員調査を行った結果、当該会員の法令等違反の事実を把握した場合には、協会の定款及び処分等規則に基づき必要な手続を執る。
4. 協会は、会員に対し処分その他の措置を講じるに際しては、処分等規則に基づき行う。

(苦情の解決)

第5条 協会は、会員の行う業務に対する消費者からの苦情の解決に係る業務を行う。

2. 協会は、前項の業務を公正中立な立場から解決に努めるものとし、別に定める「苦情解決支援に関する規則」（以下「苦情解決等規則」という。）に基づき行う。

(規則の制定、改正又は廃止)

第6条 協会は、会員の行う業務に係る契約の締結の勧誘その他の業務の適正化のため必要な規則及び協会の業務遂行のため必要な規則の制定、改正又は廃止を行う。

2. 前項に定める規則の制定、改正又は廃止は、理事の決議により行う。

(消費者等への広報及び知識の普及、啓蒙)

第7条 協会は、サイバープロジェクトについての理解を深めるため、新聞・雑誌への広告、ホームページ、各種出版物の刊行、各種統計資料の作成・公表等による広報活動を行い、その周知と知識の普及、啓蒙に努める。

(その他の業務)

第8条 協会は、前各条に掲げるもののほか、サイバープロジェクトの健全な発展と消費者の保護に資するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) サイバープロジェクトに関する調査、研究
- (2) 会員及び会員の役職員の研修
- (3) 関係官庁その他関係機関に対する建議、要望及び連絡
- (4) 他の経済関係諸団体との連絡及び会員相互間の意見の交換、連絡
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な業務

第3章 その他

(個人情報保護に係る体制整備)

第9条 協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する情報の漏洩、滅失又は毀損の防止を図るため、個人情報の安全管理等に関する規則を定めることにより、適切な管理体制を整備する。

なお、協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する人種、信条、門地又は本籍地等についての情報その他の特別な非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、協会の業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に利用しない。

(注意)

第10条 代表理事は、処分のほか、事案の内容に応じ、口頭又は文書による注意を行うことができる。

(業務改善等の勧告)

第11条 代表理事は、処分(但し、除名を除く。)又は第10条に規定する注意を行う場合その他必要と認める場合においては、業務改善等の勧告を行うことができる。

2 代表理事は、前項の勧告を行った場合においては、当該会員に対し業務改善計画の作成及びその改善計画に基づき行った措置について報告を求めることができる。

(弁明の機会)

第12条 代表理事は、処分を行う場合においては、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとする。但し、催告にも拘わらず会費若しくは特別会費を納入しない者については、この限りでない。

2 前項の弁明の機会の付与にあたり、会長は、処分に係る会員に対して、処分の対象となる事実、弁明のための日時及び場所をその1週間前までに通知するものとする。

3 弁明の機会の主宰者は、代表理事の指名する役職員とする。

4 弁明にあたり当該会員は、指定の期日内に弁明書を提出するとともに、口頭で意見を述べ、自己に有利な事実を主張し又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

5 弁明の機会を与えられた会員が正当な理由なく出頭しないときは、改めてその機会を与えることなく結審することができる。

(理事への付議)

第13条 代表理事は、会員に対する処分が必要であると認めるときは、その種類、程度並びに処分の対象となる事実及びその理由を示して、理事の決議を求めるものとする。

(処分の通知)

第14条 代表理事は、理事が決議した処分の種類、程度並びに処分の対象となる事実及びその理由を当該会員に対し通知するものとする。